

## 「布川事件」の再審無罪判決に関する会長声明

本日、水戸地方裁判所土浦支部において、桜井昌司氏、杉山卓男氏に係る刑事再審事件（布川事件）につき、無罪判決が下された。

本件は、1967年（昭和42年）8月に茨城県内で発生した強盗殺人事件の冤罪事件である。無期懲役刑が確定していた桜井・杉山両氏は、29年の服役を強いられ、また、事件から40年以上経つ現在も仮釈放中であり、これまで両氏が被ってきた苦痛は、あまりに甚大なものである。

当会としても、近県における冤罪事件として、本件についてこれまで多大な関心を持って注視してきたが、先ず何よりも、長年にわたり無実を訴えてきた桜井・杉山両氏、ご家族、支援者及び弁護団の皆様の努力に心から敬意を表する。

ところで本件は、もともと犯行に関する証拠はなく、目撃証言もあいまいで事件との関係性の薄いものしかなかった。別件で逮捕され、密室で連日連夜に及ぶ取調べを受けた桜井・杉山両氏が虚偽の自白を強要され、もっぱらかかる自白によって作り出された冤罪事件なのである。両氏の自白は、客観的事実と矛盾し変遷の多いものであったが、確定審は自白を偏重して有罪判決を下した。捜査・公判の両過程における自白偏重が冤罪事件を作り出したのである。また、今日においても、捜査機関が自白を強要する事例は後を絶たず、当時と全く同様の問題が、現在の捜査機関にも存在しているのである。国民の参加する裁判員制度が開始された現在、かかる問題点は、裁判員として刑事裁判に関与する可能性のある、全ての国民に周知されなければならない、かつ、十分な理解が得られなければならない。

本件において桜井・杉山両氏が虚偽の自白に追い込まれ、確定審の裁判所が虚偽の自白を信用した主因は、取調べの過程が不透明であったことにある。自白の強要を排除するため、取調べの全過程を録音録画し、取調べを全面的に可視化することは、本件のような冤罪事件を予防するために必要不可欠である。とくに、本件確定審においては、代用監獄における密室での連日連夜の取調べにより虚偽の自白が作り出されたというだけでなく、一部録音され、編集された自白テープが自白の信用性を高めることとなってしまった。このような問題は、取調べの一部可視化では予防できず、取調べの全過程が可視化されなければ予防できない。また、自白を証拠とする際に、取調べの全過程を可視化することは、すでに国際的な潮流でもあり、我が国が漫然と旧弊に取り残されるのであれば、それは、冤罪を容認する態度と言わざるを得ない。

さらに、本件において、捜査機関は、無罪を裏付ける証拠を隠蔽し、目撃者に不当な誘導を与え、40年ぶりに証拠の一部が開示された現在もなお、無罪を導く証拠を隠し持っていることが明らかになっている。捜査機関が都合の悪い証拠を隠蔽しねつ造するという体質をあらためるだけでなく、捜査機関の手持ち証拠を全面的に開示される制度設計を行わなければ、今後も無辜の市民が冤罪事件の犠牲となる。全面証拠開示の制度化は、喫緊の課題である。

最後に、検察官が、本無罪判決を率直に受け止め、控訴をせず、両氏にこれ以上不当な苦しみを与えずに、被告人の地位から速やかに解放することを、強く要求する。そして、このような冤罪の悲劇を繰り返さないため、取調べの全部可視化、証拠の全面開示の制度化といった速やかな刑事司法の改善を、関係諸機関に強く要望するとともに、当会としても全力で取り組むことを表明する。

2011（平成23）年5月24日

群馬弁護士会 会長 小淵 喜代治